

○大津市日吉台老人健康広場(多目的広場)管理規程

(趣旨)

(第1条)この規程は、大津市に無償譲渡し日吉台学区自治連合会が管理する日吉台老人健康広場(以下「健康広場」という)について、その管理の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

(第2条)老人健康広場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 日吉台健康広場(多目的広場)

位置 大津市日吉台一丁目14番6号

(使用)

(第3条)健康広場の使用にあたっては、日吉台学区自治連合会会長(以下「自治連合会長」という)に使用届を行い、自治連合会長の許可を受ける。

2 健康広場に構築物等の設置を希望する者は、自治連合会長に構築物等設置許可申請書(別記様式)を提出、設置許可を受けるものとする。

3 前項の規定に基づき、申請書の提出があった場合は、自治連合会長は、自治連合会役員会に諮り、判断する。

(禁止行為)

(第4条)健康広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気類の使用、その他危険な行為をすること。
- (2) 指定された場所以外に、車両等を乗り入れすること。
- (3) 樹木の伐採、および無断で植栽すること。
- (4) 他人の迷惑となる行為をすること。

(使用の制限等)

(第5条)自治連合会長は、健康広場の補修その他の理由により、健康広場の全部または一部の使用を制限することができる。

(損害の責任)

(第6条)健康広場の施設または設備を毀損し、もしくは滅失したときは、自治連合会長の指示に従い、すみやかに現状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(その他)

(第7条)この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は平成28年6月18日から施行する。